

安心のてびき

～高齢者福祉サービスパンフレット～



令和 6 年 4 月
豊 川 市

はじめに

人は自分のことは自分でしたいと誰もが願うものです。

しかし、今までは楽にできていた生活動作も、高齢や疾病によりできなくなることもあり、生活のしづらさや介護の問題など、困り事は形を変えて発生します。このことがいくつか重なると生活の質の低下を招くことになり、要介護状態となったり、あるいは状態を悪化させる大きな要因にもつながったりするため、早めに対策をとる必要があります。

高齢者やそのご家族が、ふだんから安心して生活していただくため、高齢者福祉サービスの概要などを「安心のてびき」としてまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。

※掲載内容については、令和6年4月現在の情報であり、今後変更される可能性があります。

目 次

在宅での生活を支援します

1. まごころ給食サービス事業	4
2. 寝具洗濯サービス事業	4
3. 日常生活用具給付事業	4
4. 緊急通報システム事業	5
5. 高齢者交通料金助成事業	5
6. 避難行動要支援者支援事業	6
7. 生活管理指導員派遣事業	6
8. ホームヘルパー派遣事業	7
9. 短期入所（ショートステイ）事業	8
10. ちょこっとサポート事業	9
11. あんしん訪問収集	9
12. 地域型訪問サービス	10
13. 短期集中訪問サービス	10
14. 短期集中通所サービス	10
15. 介護予防教室	11
16. 高齢者通いの場支援	12
17. 健康づくり事業	14
18. ふれあい電話訪問事業	15
19. 日常生活自立支援事業	15

在宅での介護を支援します

20. 要介護高齢者・重度身体障害者訪問理美容サービス事業	16
21. 要介護高齢者介護用品支給事業	16
22. 家族介護用品給付事業	17
23. 家族介護者リフレッシュ事業	17
24. 介護者交流会	18
25. 家族介護者教室	18
26. 車いす貸出事業	18
27. 福祉車両貸出事業	19
28. 福祉機器リサイクル事業	20
29. 訪問歯科診療の歯科医院照会事業（豊川市歯科医師会事業）	20

認知症の方の生活を支援します

30. 認知症高齢者等居場所検索支援事業	21
31. 高齢者地域見守りネットワーク事業	21

32. 高齢者見守りキーホルダー事業	21
33. 認知症サポーター養成講座	22
34. 認知症講演会	22
35. 認知症カフェ	22

困ったときのご相談は

36. 福祉相談センター（地域包括支援センター）	23
37. 成年後見支援センター	25

生きがいのある老後を支援します

38. いきいき元気メール配信事業	26
39. 老人の日・老人週間事業	26
40. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	26
41. 老人クラブ活動	27
42. シルバー人材センター	27

健康づくりを応援する施設

43. ふれあいセンター	28
44. 健康福祉センター「いかまい館」	29
45. 御津福祉保健センター	30

経済的負担を支援します

46. 後期高齢者医療制度	31
47. 後期高齢者福祉医療費支給事業	33
48. 福祉給付金支給事業	34
49. 国民健康保険	34
50. 老齢基礎年金・老齢年金・通算老齢年金	36
51. 生活福祉資金貸付制度	37
52. 暮らし資金貸付事業	37
53. 小口資金貸付事業	37

高齢者の見守りについて

高齢者虐待防止について

在宅での生活を支援します

1. まごころ給食サービス事業・・・・・・・・・・

毎週月曜日から日曜日までの必要と認められる日に、週5食を上限として昼食又は夕食を配達し、安否確認を行います。

◆対象者◆

栄養状態の改善が必要な65歳以上の高齢者であって、次のいずれかに属する方

- (1) ひとり暮らし世帯
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 心身の状況により調理が困難な者のみで構成される世帯
- (4) 日常的に食事の時間帯に(1)(2)(3)の状態となる世帯

◆費用◆

1食につき305円を市が負担

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

2. 寝具洗濯サービス事業・・・・・・・・・・

寝たきり、ひとり暮らし高齢者及び重度心身障害者の方が利用している寝具のクリーニングを年2回行います。

◆対象者◆

前年分の所得税が非課税の世帯に属する65歳以上の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者、重度心身障害者で市が必要と認めた方。

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

3. 日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るため、自動消火器、電磁調理器を給付します。

◆対象者◆

心身機能の低下により防火上の配慮が必要な、おおむね65歳以上のねたきり、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯のうち、前年分の所得税が非課税の世帯で、市が必要と認めた方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

4. 緊急通報システム事業.....

急病や災害時に緊急ボタンを押すことにより、助けを求めることができる緊急通報システム用の機器を貸与します。

◆対象者◆

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、市が必要と認めた方（緊急性の高い疾患があり、緊急時に自力で助けを呼ぶことが困難であるなど）
- (2) その他（1）に準ずる世帯
- (3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に入居している方
- (4) 高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で要支援2以上かつ市民税非課税世帯の方

◆機器の種類◆

固定電話の回線を利用する固定端末の機器と、固定電話の回線を必要としないモバイル型の機器をお選びいただけます。

※モバイル型の機器は、固定電話の回線は不要ですが携帯電話等の所持は必要です。

◆費用◆

無料

（設置に屋内の配線工事等特別な料金がかかる場合は、費用負担が発生することがあります。また、固定電話、携帯電話等の基本料金及び通話料金は本人負担です）

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137



5. 高齢者交通料金助成事業.....

高齢者の外出を支援するため、豊鉄バス及び豊川市コミュニティバス全線で利用できる回数券を助成します。

◆対象者◆

70歳以上で、市民税非課税の方

◆助成額◆

年額2,000円分（100円券21枚綴り）

◆受付窓口◆

介護高齢課、一宮支所、音羽支所、御津支所、小坂井支所、プリオ窓口センター

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

6. 避難行動要支援者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時に人的被害の防止や軽減を図るため自主防災会を始め近隣の地域支援者、民生委員・児童委員等の協力により避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を市に登録する制度です。

登録された方には、緊急連絡先やかかりつけの病院などの医療情報を入れておく緊急情報キットを配付します。

また、登録された方で、ハザードマップ上土砂災害や浸水等の危険地域にお住まいの方に対して、ひとりひとりの避難支援のための「個別避難計画」の作成を進めます。

◆対象者◆

65歳以上のひとり暮らしの方又は介護保険の要介護3～5に認定されている方等で、台帳登録を希望する方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137



7. 生活管理指導員派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・

基本的な生活習慣が欠如している等、社会適応が困難で自立した生活に支障をきたしている高齢者に、訪問により日常生活に対する指導、支援を行い、高齢者が安定した生活を営むことができるように指導員を派遣します。

◆対象者◆

おおむね65歳以上の高齢者で社会適応が困難な者のうち、市が必要と認めた方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

8. ホームヘルパー派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・

介護保険の給付対象にはならないけれども、自立した日常生活を営むのに支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。

◆対象者◆

- (1) 介護保険の要支援認定又は要介護認定に該当しない方で、おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であって、日常生活に支障があると認められる方
- (2) 60歳から64歳の介護保険での給付の対象外の方で、援護を必要とする方
- (3) 介護保険の要支援認定又は要介護認定の申請をしていない方で、疾病等の理由により心身の状態が一時的に要介護状態と同等の状態にあり、市長が緊急利用の必要があると認めた方

◆サービス内容◆

週2時間以内で下記に該当するもの

◎生活援助……………調理、衣類の洗濯、掃除、買い物、関係機関等との連絡など

◎身体介護……………食事、排泄、衣類着脱、入浴、身体の清拭、洗髪、通院時の介助など

◎相談・助言……………生活、介護に関する相談・助言、その他

◆費用◆

ホームヘルパー派遣事業の利用者の負担額のめやす

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」より算定

※利用した時間によって金額が変わります。

サービス費の例（1回訪問あたりの利用者負担額）

種類	費用額
生活援助型	182～224円
身体介護型	166～395円
通院等乗降のための介助	99円

（注意：令和6年4月1日現在の額であり、改正されることがあります。）

※生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）の方は無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137



9. 短期入所(ショートステイ)事業・・・・・・・・・・

養護が必要な高齢者が一時的に居宅で介護が受けられない場合などに、養護老人ホームなどで短期間宿泊していただき、日常生活の指導、支援などのお世話をします。

利用 で き る 方	(1) おおむね65歳以上で、次のいずれかに該当し、市が必要と認めた方 ・介護保険の認定で該当しなかった方 ・介護保険の認定は受けていないが、心身等の状況により緊急に利用が必要な方	(2) 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた方及び申請中の方
利用 で き る 日 数	①一時的に介護ができない場合に、半年間に7日間 ②家族等の介護者が、疾病、出産、看護、出張、事故、災害又は介護者宅で行われる葬祭等により介護できない場合に、半年間に1回に限り連続して最大30日 ※①の期間を使用していない場合には、そちらを優先利用していただき、この日数を含めて最大30日です。	家族等の介護者が、疾病、出産、看護、出張、事故、災害又は介護者宅で行われる葬祭等により介護できない場合に、半年間に1回に限り連続して最大30日 ※原則として、介護保険の短期入所サービスを優先して利用しなければならないが、緊急を要し、その利用が間に合わない場合、30日を上限として利用することができます。 ※介護保険制度のショートステイ利用から引き続く場合は、制度上のショートステイ日数を含め、最大30日となります。
利用 料	1日 488円から	介護報酬の10%相当額
食 材 料 費 等	利用施設から支払いを求められた場合には、直接施設へお支払いください。 (ご利用前に各自で実費負担金額をご確認ください。)	

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

10. ちょこっとサポート事業・・・・・・・・・・・・・・・・

シルバー人材センターに登録するちょこさぼ隊が、1回1作業1時間以内でできる「日常生活のチョットした困りごと」をワンコイン（500円）でお請けします。

◆対象者◆

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

◆費用◆

500円

◆作業内容◆

家の中の清掃、日用品や食料品の買い物、ゴミ出し、庭木の水やり、電球の取り替え、季節家電の入れ替え、墓地の管理（仏花の取り替え、清掃）など

◆問い合わせ先◆

シルバー人材センター 電話 0533-84-1851 FAX 0533-89-0581

11. あんしん訪問収集・・・・・・・・・・・・・・・・

市内に住所があり、親族、近隣在住者などの協力が得られず、ごみ・資源物を所定の集積場に、自ら出すことが困難な高齢者・障害者の世帯の方（当制度を利用しなければ、ごみ等の処理ができない世帯）を対象に、週に1回、玄関先まで、ごみ・資源物を戸別収集します。

◆対象者◆

次のいずれかの世帯に属する方で、市が必要と認めた方

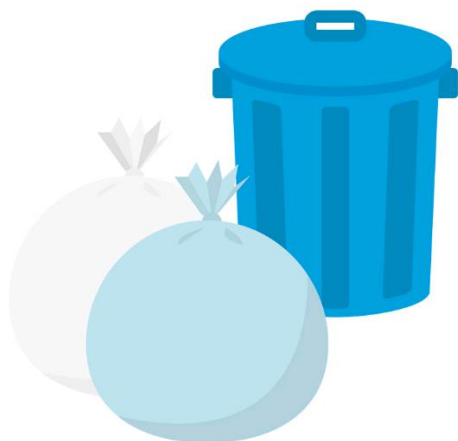
- （1）要介護認定を受けている方で、65歳以上のひとり暮らしの世帯
- （2）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方で、ひとり暮らしの世帯
- （3）傷害等により、一時的にごみ出しができなくなったひとり暮らしの世帯
- （4）ひとり暮らしの世帯以外にも、同居者全員が、上記の状況にある世帯

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

清掃事業課 豊川市清掃工場 電話 0533-87-4010 FAX 0533-87-4013



12. 地域型訪問サービス・・・・・・・・・・・・・・・・

豊川市シルバー人材センターによる清掃・洗濯等の生活援助をします。

◆対象者◆

- (1) 介護保険の要支援 1・2 に認定された方（要支援認定者）
- (2) 「基本チェックリスト」により該当した方（事業対象者）

◆費用◆

収入状況に応じて一部負担金あり

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

13. 短期集中訪問サービス・・・・・・・・・・・・・・・・

保健・医療の専門職が生活機能に関する相談・指導を行う 3～6 か月の短期介護予防プログラムによる訪問支援です。

◆対象者◆

- (1) 介護保険の要支援 1・2 に認定された方（要支援認定者）
- (2) 「基本チェックリスト」により該当した方（事業対象者）

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

14. 短期集中通所サービス・・・・・・・・・・・・・・・・

日常生活に支障のある生活行為を改善し、終了後も生活機能を維持向上するために本人が主体的に介護予防に取り組むことができるよう支援します。

◆対象者◆

- (1) 介護保険の要支援 1・2 に認定された方（要支援認定者）
- (2) 「基本チェックリスト」により該当した方（事業対象者）

◆費用◆

収入状況に応じて一部負担金あり

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

15. 介護予防教室.....

介護予防教室

人と人がつながりながら介護予防の秘訣を知ること、いきいきと自分らしく生きがいや役割を持って生活できます。要介護認定などを受けなくても参加できます。

日程や申し込み方法については、広報やホームページに掲載しますので、ご確認ください。

◆主な教室◆

事業	内容
元気はつらつ塾	いつまでも元気に過ごすために介護予防を知り、考える教室
65歳これから講座	人生100年時代、65歳～74歳の方が、これからの暮らしについて介護予防に視点を置き、生活設計を考える機会とする
ちから塾 防災コース	災害時、自分の身を自分で守るために介護予防の視点での「防災」を一緒に考え、備えることを目的とした教室
脳ちから塾	くもん式学習療法の教材を使用した個別学習や座談を通しての交流など、脳を活性化させて認知症予防を図る教室
いきいき元気運動教室	集団でストレッチや筋力向上トレーニングを行い、運動器の機能向上を目的とした教室
フレイル予防教室	フレイルについて知り、健診結果から生活習慣を振り返り、予防と対策について考える教室

◆対象者◆

おおむね65歳以上で、介護予防に対する意欲があり、自ら教室に参加できる方

◆費用◆

無料（脳ちから塾はテキスト代が必要）

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137



16. 高齢者通いの場支援・・・・・・・・・・・・・・・・

身近な地域において、介護予防や生きがいづくりが行えるよう、住民主体の通いの場や老人会やサロンなど地域における自主活動において、要望や依頼に応じて、講話やレクリエーションなどの出前講座を行います。

高齢者の通いの場 元気グループの活動支援

元気グループとは、介護予防や地域における支え合い体制づくりを目的として、住民が主体となり、地域に住む高齢者が定期的に集まり、体操・運動・脳トレ・趣味活動等を通じて仲間と楽しんだり、リフレッシュしたり、日々の生活に活気を取り入れる場所です。

元気グループの立ち上げと継続支援のため、相談対応や助言、フォローアップ教室の開催等を行います。

◆対象者◆

65歳以上で、健康や生きがいづくりのため何かしたいと考えている方

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

◆対象者◆

市内において介護予防に資する自主活動を行っている主として65歳以上の方で構成されている団体

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

地域リハビリテーション活動支援事業出前講座

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、介護予防及び要介護状態の改善のための指導・助言等を行います。

◆対象者◆

市内において介護予防に資する自主活動を行っている団体

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

東三河広域連合介護保険課 電話 0532-26-8472 FAX 0532-26-8475

運動器機能向上事業

介護予防の基本的な知識の普及啓発と地域での主体的な健康づくり活動を支援するため、体操DVDの貸出を行います。

◆対象者◆

- (1) 東三河8市町村内にあり、65歳以上の方が5人以上在籍し介護予防に資する活動を実施する団体
- (2) 東三河8市町村内に在住する第1号被保険者及びその支援のために関わる方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137
東三河広域連合介護保険課 電話 0532-26-8472 FAX 0532-26-8475

「介護予防 動画配信」しています！

パソコンや携帯電話から、「元気応援隊 介護予防教室」をご覧になれます。約5分前後の動画です。

ご自分のペースで介護予防！ぜひご覧ください。

(インターネットに接続する必要があります。接続にあたって、通信料や回線利用料はご本人様の負担となりますので、ご了承ください。)



17. 健康づくり事業.....

豊川市では「活動的な85歳」をめざし、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、「自分の健康は自分で守る」意識を高め、健康管理に努めることを目的に次の事業を行っています。

◎健康診査

40歳以上の国民健康保険に加入の方にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診」、後期高齢者医療制度に加入の方にフレイル予防に着目した「後期高齢者医療健診」を行っています。

がんを早期に見つけるため各種がん検診（胃、大腸、肺、子宮頸部、乳、前立腺）を行っています。日程等は、受診券同封のご案内や個別通知はがき、又は広報やホームページ等でご確認ください。

◎健康教育

栄養・運動・歯と口の健康づくりに関する講座等を開催しています。日程や内容は広報やホームページでお知らせします。

◎健康相談

健康相談、栄養相談とこころの健康相談を開催しています。日程は広報やホームページでお知らせします。

◎訪問指導

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じ家庭に伺い相談に応じます。

◎予防接種

65歳の方を対象とする【高齢者肺炎球菌】と65歳以上の方（一定の障害のある60歳以上の方も含む）を対象とする【インフルエンザ】及び【新型コロナ】定期予防接種は、対象の方へ個別通知しています（【新型コロナ】は令和6年秋から定期接種化されます。）。市外医療機関での接種を希望される方は事前に申請が必要です。詳細については、保健センターまでお問い合わせください

◎健幸マイレージ

豊川市内在住・在勤・在学の方を対象とし、健康づくりに取り組む人を応援する事業です。健康づくりに取り組み、ポイントをためると素敵な賞品がもらえます。

◆問い合わせ先◆

保健センター 電話 0533-89-0610 FAX 0533-89-5960

保険年金課 電話 0533-95-0232（特定健診・後期高齢者医療健診）



18. ふれあい電話訪問事業.....

希望者に対し、豊川市社会福祉協議会会長が委嘱した相談員が週1回電話訪問します。

◆対象者◆

ひとり暮らし高齢者等の方で、定期的に話し相手となり、孤立化防止や安否確認が必要な方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

19. 日常生活自立支援事業.....

高齢又は障害があるために十分な判断ができない方が自立した地域生活をおくることができるよう、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをを行います。

◆対象者◆

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が不十分な方で、日常生活上のさまざまな手続きや預貯金の出し入れ等をする際に、自己の判断で適切に行うことが困難な方

◆援助の内容◆

- ◎福祉サービス利用のお手伝い
- ◎日常のお金のお出し入れのお手伝い
- ◎生活に必要な事務手続きのお手伝い
- ◎大切な書類等のお預かり

◆費用◆

1回 1,200円（生活保護世帯は無料）
（必要に応じて通帳・証書・印鑑などの保管も可能ですが、1か月250円の利用料が必要です）

◆問い合わせ先◆

成年後見支援センター 電話 0533-83-6377 FAX 0533-83-5222

在宅での介護を支援します

20. 要介護高齢者・重度身体障害者

訪問理美容サービス事業・・・・・・・・・・

寝たきり等の理由により、散髪等に出かけることが困難な要介護者及び重度身体障害者の方に、理容師又は美容師が訪問し自宅で散髪、整髪、洗髪などが利用できるサービス券を支給します。（手続きは不要です）

◆対象者◆

- （１）介護保険の要介護３～５に認定され、在宅で介護を受けている（介護保険施設に入所していない）方
- （２）特別障害者手当受給者

◆支給額◆

年額１２，０００円分（年度途中で支給決定した場合は、認定の有効期間の開始月から年度末までの月数相当分）

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

21. 要介護高齢者介護用品支給事業・・・・・・・・・・

在宅で介護を受けている方の経済的な負担を軽減するために、介護用品引換券を支給します。（手続きは不要です）

◆対象者◆

介護保険の要介護３～５に認定され、在宅で介護を受けている（介護保険施設に入所していない）方

◆支給額◆

年額３０，０００円分（年度途中で支給決定した場合は認定の有効期間の開始月から年度末までの月数相当分）

◆購入できる介護用品◆

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭用品、口腔ケア用品、ポータブルトイレ用品、尿吸収防水用品、食事エプロン、介護用衣類

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

22. 家族介護用品給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・

重度の要介護者の方を在宅で介護しているご家族の経済的な負担を軽減するために、家族介護用品給付券を支給します。

※「21. 要介護高齢者介護用品支給事業」との併給はできません

◆対象者◆

下記の要件をすべて満たす要介護者を在宅で介護する、市民税非課税世帯に属する方

- (1) 東三河8市町村内に住所を有する
- (2) 要介護4又は5である
- (3) 介護保険施設及び見守りや支援等を受けられる居住系施設に入所していない
- (4) 市民税非課税世帯に属する

◆支給額◆

月額8,300円分(申請の翌月から年度末までの月数相当分)

◆購入できる介護用品◆

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭用品、口腔ケア用品、ポータブルトイレ用品、尿吸収防水用品、食事エプロン、介護用衣類

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137
東三河広域連合介護保険課 電話 0532-26-8472 FAX 0532-26-8475

23. 家族介護者リフレッシュ事業・・・・・・・・・・・・・・・・

家族介護者に向けて、介護による精神的、身体的負担の軽減やリフレッシュを目的とし、温泉利用施設など(助成券取扱施設)の利用助成券を交付します。

◆対象者◆

当該年度の前年度1年間、以下の要件を全て満たす要介護者と同一世帯であり、同居して主に介護した方1名。

- (1) 東三河広域連合構成市町村内に住所を有していること
- (2) 要介護1～5の認定を受けていること
- (3) 施設サービス等の利用月が3か月以下であること

◆助成額◆

要介護者1名につき、6,000円分

◆助成券を使用できる料金◆

各助成券取扱施設で提供されるものの料金。

(※回数券などの換金性の高いもの、性風俗関連特殊営業に係るもの、たばこの購入、対象施設が使用不可とした物品・サービスにはお使いいただけません。)

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137
東三河広域連合介護保険課 電話 0532-26-8472 FAX 0532-26-8475

24. 介護者交流会.....

介護者の心身の負担が軽減できるように開催しています。日頃抱える介護の悩み等を話し合うことで、介護のヒントを得たり気持ちを整理したりすることに役立ちます。

日程や申し込み方法については、広報やホームページに掲載しますので、ご確認ください。

◆対象者◆

家族を介護している方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

西部福祉相談センター 電話 0533-88-8005 FAX 0533-87-5452

25. 家族介護者教室.....

介護に必要な知識や方法を学ぶことにより、介護者の負担軽減を図ります。

日程や申し込み方法については、広報やホームページに掲載しますので、ご確認ください。

◆対象者◆

家族を介護している方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

26. 車いす貸出事業.....

地域や家庭で安心して生活するための一助とするため、車いすを貸し出します。

◆対象者◆

在宅生活者で、身体上の障害等により車いすを必要とする方
(介護保険制度における要支援又は要介護の認定を受けている方の一時的な外出等を目的とした場合は貸し出し可能です)

◆貸出期間◆

3か月以内

(介護保険制度における要介護2以上の認定を受けている方は1か月以内)

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

27. 福祉車両貸出事業・・・・・・・・・・・・・・・・

車いすの利用が必要な方の社会参加の促進と介護者の負担軽減を目的として、車いす対応の福祉車両を貸し出します。

◆対象者◆

- (1) 市内に在住の車いすの利用が必要な方
- (2) 民生委員児童委員、福祉委員及びボランティアが地域のふれあいサロン活動等に利用する場合

◆貸出期間・回数◆

4日以内で月2回まで

◆貸出車両・乗車定員◆

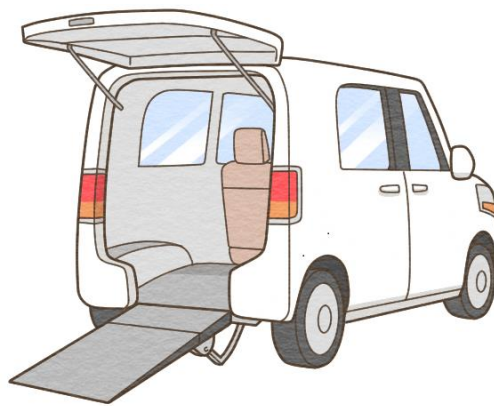
- ◎きつね号 トヨタ ノア（ウェルキャブ車）
車いす1名＋5名（車いすを使用しない場合8名）
- ◎いなり号 トヨタ ハイエース（ウェルキャブ車）
車いす1名＋9名（車いすを使用しない場合9名）
- ◎たぬき号 スズキ スペーシア（ウェルキャブ車）
車いす1名＋2名（車いすを使用しない場合4名）

◆費用◆

無料（ただし、燃料費負担金として走行1km当たり20円が必要）

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662



28. 福祉機器リサイクル事業・・・・・・・・・・・・・・・・

家庭などで不要となった車いす・介護用ベッド・シルバーカーなどの福祉機器をお持ちの方、また、今必要としている方に登録していただき、それぞれに情報を提供し、福祉機器の有効活用を図ります。（電動車いすなどバッテリーを動力とする移動支援機器は取り扱いません）

◆対象者◆

不要となった福祉機器を譲りたい方、福祉機器を必要とする方

◆登録期間◆

登録日から1年間

（福祉機器をお譲りいただく方は、この間、ご自宅で保管いただきます。）

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

29. 訪問歯科診療の歯科医院紹介事業

（豊川市歯科医師会事業）・・・・・・・・・・・・・・・・

寝たきりや障害などにより歯科医院へ通院することができない方のために、自宅や施設などへ歯科医師や歯科衛生士が訪問し、歯科治療（口腔ケアを含む）を行っています。相談窓口は豊川市歯科医療センター内の訪問歯科相談センターまで気軽に相談してください。

※ただし、患者様の体調、病状や診察内容によっては在宅で対応できない場合もあります。担当医と相談して指示に従ってください。

◆申し込み・問い合わせ先◆

豊川市歯科医療センター内 訪問歯科相談センター 電話 0533-84-7757

認知症の方の生活を支援します

30. 認知症高齢者等居場所検索支援事業……………

高齢者の見守りや行方不明時の居場所を確認するために、GPSを用いた位置情報検索サービスを利用する場合、初期費用の一部を助成します。

◆対象者◆

東三河8市町村内に居住する行方不明になるおそれがある認知症高齢者等を在宅で介護している家族の方

◆費用◆

10,000円を上限に東三河広域連合が助成

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

東三河広域連合介護保険課 電話 0532-26-8472 FAX 0532-26-8475

31. 高齢者地域見守りネットワーク事業……………

高齢者が万が一に行方不明となった場合に、ネットワークを構成している団体やメール登録をしている方と連携協力しながら、早期発見・保護に努めるものです。

行方不明になる恐れのある認知症高齢者の方について、事前に本人の写真や身体的特徴、連絡先等の情報を登録していただくことで、迅速な情報提供を行います。

見守りネットワークのメール登録方法は39ページをご覧ください。

◆対象者◆

行方不明になるおそれがある認知症高齢者等

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

32. 高齢者見守りキーホルダー事業……………

緊急時に速やかに身元確認を行うことができるようにするため、キーホルダー又はカードを配布します。

◆対象者◆

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 認知症状のある方
- (3) 見守りネットワーク登録をしている方
- (4) その他市が必要と認めた方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137



33. 認知症サポーター養成講座・・・・・・・・・・・・・・・・

認知症を正しく理解し、認知症の高齢者を見守る応援者を育成します。日程等は、広報でお知らせするほか、10人以上で構成された団体やグループ、企業等であれば、出前講座として担当職員が対応します。

なお、オンラインでの講座の実施を希望する場合は、早めにご相談ください。

◆対象者◆

市内に在住・在勤・在学の方

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

34. 認知症講演会・・・・・・・・・・・・・・・・

認知症を理解し支えあえるまちを目指して、認知症の理解を深め、認知症の人とどう付き合えばよいかを学ぶ講演会です。

日程や申し込み方法については、広報やホームページに掲載しますので、ご確認ください。

◆対象者◆

どなたでも

◆費用◆

無料

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

35. 認知症カフェ・・・・・・・・・・・・・・・・

参加者の皆さんで温かいコーヒーなどを飲みながら、団らんや情報交換、レクリエーションなどを行い、楽しいひとときを過ごします。各カフェでは認知症の予防や介護などの相談にも応じます。

開催場所、日時等は各カフェにより異なりますので、お問い合わせください。

◆対象者◆

認知症の方とその家族、認知症に関心のある地域の方

◆費用◆

無料（飲食にかかる費用は本人負担です）

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 地域包括ケア推進係 電話 0533-89-3179 FAX 0533-89-2137

困ったときのご相談は

36. 福祉相談センター(地域包括支援センター)・・

高齢者やその家族などが抱えている在宅での生活等に関するいろいろな心配ごとに、電話相談や訪問相談などにより総合的に応じます。また、要支援1・2の認定者や基本チェックリストで判定された方について、予防のサービスが利用できるようご本人やご家族と一緒に介護予防ケアプランを作成します。

保健、福祉サービスに関して利用した方がよい場合は、関係機関との連絡調整や利用申請のお手伝いもしますので、介護等の不安がありましたらお気軽にご相談ください。

※豊川市では「地域包括支援センター」に「福祉相談センター」という呼び名をつけています。

◆受付時間◆

午前8時30分～午後5時15分

◆営業日◆

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

※土・日曜日については、4事業所のうち1事業所が業務を行っており、電話はその事業所へつながります。（表をご覧ください）

◆事業内容◆

- ◎高齢者全般に関する総合相談
- ◎保健・福祉・介護サービスなどの紹介・情報提供・手続き援助
- ◎訪問などによる指導・助言
- ◎ケアマネジャーへの支援・指導
- ◎サービス実施機関との連絡・調整
- ◎要支援1・2の方、基本チェックリストで判定された方の介護予防サービス計画の作成
- ◎高齢者虐待・高齢者の権利擁護の相談・支援

◆費用◆

無料

介護や日常生活での困りごとなど、お気軽にご相談ください。



◆住所・問い合わせ先◆

担当 中学校区	施設名	住所	電話番号 F A X 番号	休日対応
東部 一宮	東部福祉 相談センター	東新町 3 3 - 1 (県営稲荷北住宅敷地内)	0533-85-6110 0533-85-6131	第 1 土曜日 と翌日曜日
	東部福祉 相談センター 一宮出張所	上長山町本宮下 1 - 1 6 8 5 (いかまい館内)	0533-93-0801 0533-93-0804	
西部 音羽 御津	西部福祉 相談センター	国府町下河原 6 1 - 2 (西部地域福祉センター内)	0533-88-8005 0533-87-5452	第 4 土曜日 と翌日曜日
	西部福祉 相談センター 音羽出張所	赤坂町狭石 1 (音羽福祉保健センター内)	0533-88-5940 0533-88-7927	
	西部福祉 相談センター 御津出張所	御津町広石枋ヶ坪 8 8 (御津福祉保健センター内)	0533-77-1502 0533-77-2330	
南部 小坂井	南部福祉 相談センター	山道町 2 丁目 4 9 (県営牛久保住宅併設)	0533-89-8820 0533-89-8812	第 2 ・ 5 土曜日 と翌日曜日
	南部福祉 相談センター 小坂井出張所	小坂井町大堀 1 0 (こごかい葵風館内)	0533-78-4584 0533-78-3242	
中部 代田 金屋	北部福祉 相談センター	平尾町親坂 3 6 (ふれあいセンター内)	0533-88-7260 0533-88-7261	第 3 土曜日 と翌日曜日
	北部福祉 相談センター 代田出張所	諏訪西町 2 丁目 1 5 8 - 1 (市営諏訪西住宅併設)	0533-89-8070 0533-89-9112	
	北部福祉 相談センター 金屋出張所	金屋元町 2 丁目 5 3 - 1 (東部地域福祉センター内)	0533-85-6258 0533-89-8815	

37. 成年後見支援センター.....

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、「成年後見制度」の利用に関する電話相談・窓口での相談を受け付けています。

成年後見制度の一般的な相談、手続きの説明、助言、申立ての支援を行っています。

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（「本人」という）について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

◆対象者◆

判断能力が不十分な方とその家族・支援者

◆受付時間◆

午前8時30分～午後5時15分

◆営業日◆

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

◆費用◆

無料（申立てを行う場合には別途申立て費用がかかります）

◆住所◆

諏訪3丁目242 社会福祉会館「ウィズ豊川」内

◆問い合わせ先◆

成年後見支援センター 電話 0533-83-6377 FAX 0533-83-5222

生きがいのある老後を支援します

38. いきいき元気メール配信事業・・・・・・・・・・

高齢者の方が「いきいき元気」に過ごすお手伝いをするため、お役に立つ色々な情報を週2回程度、携帯電話やパソコンにメールで配信します。

◆配信登録方法◆

下記のURLもしくはQRコードからアクセスし、手順に沿って登録ください。

【URL】

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/anzenanshin/bosai/bosaimail/bosaimailtoroku.html>

【QRコード】



◆費用◆

無料（受信にかかる通信料は本人負担です）

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

39. 老人の日・老人週間事業・・・・・・・・・・

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに敬老意識の高揚を図り、高齢者自らの生きがい及び生活向上の意欲を高めるため、9月に実施します。なお、「老人の日」は9月15日とし、「老人週間」は同日から21日までとしています。また、それに伴い、対象となる方に敬老金を支給します。

◆敬老金の支給対象者・金額◆

満100歳以上 30,000円

◆問い合わせ先◆

介護高齢課 高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

40. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業・・・・・

高齢者が家庭や地域社会の各分野で豊かな経験と知識・技術を生かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動ができるよう、地域の各種団体の協力のもとに高齢者の生きがいと健康づくりを実践します。

◆主な事業◆

展覧会（朝顔展、菊花展、趣味の作品展）、友愛訪問事業、老人福祉大会、芸能大会、高齢者大学、三世代交流事業、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、シニアゴルフ大会

◆問い合わせ先◆

老人クラブ連合会事務局 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662
（社会福祉協議会内）

41. 老人クラブ活動.....

地域を基盤とする高齢者の自主的な団体で、市内に約100団体あります。仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動と地域を豊かにする活動に取り組んでいます。入会を希望する方は、最寄りの単位老人クラブにご相談ください。また、お住いの地区に老人クラブがない方は「いなりクラブ」に参加することができます。入会を希望される方は、老人クラブ連合会事務局へお問い合わせください。

◆対象者◆

おおむね60歳以上の方（単位老人クラブによって異なります）

◆主な活動◆

- ◎友愛活動.....ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方の訪問
- ◎生活支援活動.....ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等（クラブ会員以外を含む）にゴミ出しや家具の移動などの作業や家事支援を行うなど
- ◎清掃・奉仕・環境活動.....公園等の草刈などの清掃奉仕、リサイクルの実施、歩道などの花壇の整備など
- ◎文化・学習サークル活動...短歌、俳句、詩吟、陶芸、茶道などの活動
- ◎スポーツサークル活動.....ゲートボール、健康吹き矢、シニアゴルフ、グラウンドゴルフ、けんこう体操、歩こう会など
- ◎安全活動.....交差点での交通安全運動など

◆問い合わせ先◆

老人クラブ連合会事務局 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662
（社会福祉協議会内）

42. シルバー人材センター.....

定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的な仕事を提供するとともに、働くことを通じて高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献しています。

◆対象者◆

下記の要件を満たす方

- （1）市内に在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方
- （2）臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業により自己の労働能力を活用することを希望する方

◆主な仕事内容◆

- ◎屋内外の一般作業...除草、草刈り、清掃、カート整理など
- ◎技能分野.....植木の手入れ、ふすま・障子・網戸張り、大工、左官など
- ◎事務分野.....宛名書き、賞状等筆耕、伝票整理、受付事務など
- ◎サービス分野.....高齢者福祉サービスなど
- ◎管理分野.....施設管理、駐車場・駐輪場整理など
- ◎派遣事業.....工場内軽作業、運転業務、商品出しなど

◆問い合わせ先◆

シルバー人材センター 電話 0533-84-1851 FAX 0533-89-0581

健康づくりを応援する施設

43. ふれあいセンター.....

高齢者をはじめとした市民のみなさんに対して、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与し、地域社会でのふれあい・交流を高める場となるほか、趣味活動などを通じての生きがいを高める事業を実施します。

◆対象者◆

どなたでも

◆利用時間◆

午前9時～午後5時

※浴室は午前9時30分～午後4時（入場は午後3時40分まで）

※浴室を除く有料施設の利用については、申請に応じて午後9時まで

◆休館日◆

毎週月曜日、年末年始

◆主な施設の概要◆

和室（大広間）をはじめ、さわやかルーム（機能回復訓練室）、陶芸室、多目的ホールなどがあり、交流・懇親などに活用できます。また、薬湯、露天風呂など多彩な設備を備えた浴場が利用できます。

◆入浴にかかる費用◆

浴室 (ぬくぬく湯)	◎豊川市、蒲郡市に在住の60歳以上の方 ◎障害のある方とその介助者の方	無 料
	一般	440円
	小学生	220円
	未就学児	110円

（注意：令和6年4月1日現在の料金であり、改正されることがあります。）

※浴室を初めて利用する方は、本人確認ができる保険証、運転免許証などをご提示ください。

◆問い合わせ先◆

ふれあいセンター 電話 0533-88-7270 FAX 0533-88-7271

44. 健康福祉センター「いかまい館」……………

市民の方の健康管理や多くの人とのふれ合いをサポートする施設です。1階「健康センター」には、各種健診や相談を行う部屋があります。2階「福祉センター」には、教養娯楽室やラウンジを備えたくつろぎコーナーと天然温泉を利用した浴室があり、交流を高める場となるほか、趣味活動などを通じての生きがいを高める事業を実施します。

2階「福祉センター」について

◆対象者◆

どなたでも

(浴室は市内に在住の60歳以上の方、教養娯楽室・和室・くつろぎコーナーは市内に在住の60歳以上の方及び市内の福祉関係団体に所属する方)

◆利用時間◆

午前9時～午後5時

※浴室は午前10時～午後4時(入場は午後3時30分まで)

※教養娯楽室・和室・くつろぎコーナーは、午前9時～午後4時

◆休館日◆

毎週月曜日、年末年始

◆主な施設の概要◆

教養娯楽室、もくせいの間をはじめとする交流・懇親のための部屋のほか、研修室、世代間交流室など諸会議や活動に使用できる部屋があります。また、浴室は「本宮の湯」と同じ天然温泉を利用しています。

◆入浴にかかる費用◆

無料

※浴室を初めて利用する方は、本人確認ができる保険証、運転免許証などをご提示ください。

◆問い合わせ先◆

健康福祉センター

1階 健康センター 電話 0533-92-1388 FAX 0533-92-1371

2階 福祉センター 電話 0533-92-1377 FAX 0533-92-1390

45. 御津福祉保健センター.....

市民の方の生きがいと健康づくりを応援する施設です。東側の「生きがい活動センター」は、浴室や集会室、くつろぎコーナーなどを備え、高齢者の交流の場となっています。

「生きがい活動センター」について

◆対象者◆

- (1) 市内に在住の60歳以上の方
- (2) 市内の福祉関係団体に所属する方

◆利用時間◆

午前9時～午後5時

※浴室は午前10時～午後4時

◆休館日◆

毎週水曜日、年末年始

◆入浴にかかる費用◆

無料

※浴室を初めて利用する方は、本人確認ができる保険証、運転免許証などをご提示ください。

◆問い合わせ先◆

御津福祉保健センター 電話 0533-77-1500 FAX 0533-77-1501

経済的負担を支援します

46. 後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・

医療機関等に保険診療で受診した際にかかる医療費のうち、被保険者が所得に応じて1割、2割又は3割を窓口負担し、残りを公費、現役世代の加入する医療保険からの支援金及び被保険者の保険料で負担します。ただし、窓口負担する額には限度額があります。

◆対象者◆

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度への加入を希望される方

◆一部負担金◆

現役並み所得者（※1）	3割
一定以上所得のある方（※2）	2割
その他の方	1割

※1 市民税の課税所得が145万円以上ある方及びその方と同一世帯にいる方。

ただし、現役並み所得があると判定されても、以下の場合には負担割合が1割又は2割になります。（申請が必要な方には通知します。）

- ①後期高齢者医療制度の被保険者が1人の世帯
…被保険者の収入額が383万円未満のとき
- ②後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上の世帯
…被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき
- ③後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、その被保険者の収入額が383万円以上であって、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70～74歳の方がいる世帯
…被保険者と70～74歳の方の収入額の合計が520万円未満のとき
- ④昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額から基礎控除額を控除した金額）の合計が210万円以下である世帯

※2 市民税の課税所得が28万円以上ある方及びその方と同一世帯にいる方で、次の基準に該当する方（現役並み所得者（上記※1）を除く。）

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者が1人の世帯
被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上のとき
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上の世帯
被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上のとき

◆自己負担限度額◆

医療機関等ごと（外来・入院は別）の1か月の窓口負担は別表の限度額までになります。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代等は対象外になります。

また、1か月ごとの窓口負担の合計額が限度額を超えたときは、高額療養費として差額を支給します。

支給の手続きが必要な方には、診療月のおおむね4か月後にお知らせします。

負担区分			個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み所得	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当※6 140,100円)	
	Ⅱ ※1	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当※6 93,000円)	
	Ⅰ ※1	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当※6 44,400円)	
一般Ⅱ ※2			18,000円または{6,000円 + (医療費※7 - 30,000円) × 10%}の低い方 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数該当※6 44,400円)
一般Ⅰ ※3			18,000円 (年間上限 144,000円)	
区分Ⅱ ※4			8,000円	24,600円
区分Ⅰ ※5			8,000円	15,000円

(注意：令和5年8月1日現在の限度額であり、改正されることがあります。)

※1 現役並み所得Ⅱ及び現役並み所得Ⅰの方は、「限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関ごとの1か月の窓口負担額について限度額が適用されますので、必要な方は、申請してください。

※2 2割負担の方

※3 1割負担の方で負担区分が区分Ⅱ・区分Ⅰ以外の方

※4 市民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方

※5 世帯全員の各種所得（給与所得は、税法の規定により計算した金額から10万円を控除した金額（その金額が0円を下回るときは0円）とし、公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方等

なお、区分Ⅱ・区分Ⅰの方は、入院時の医療費の自己負担額と食事代・居住費の自己負担額の減額が受けられる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されますので、被保険者証とともに医療機関の窓口提示してください。また、通院の場合であっても提示することで、医療機関等ごと（外来・入院は別）の1か月の窓口負担額について限度額が適用されます。

※6 多数該当とは、過去12か月に3回以上世帯の限度額を超えた方（世帯）で、4回目以降の場合をいいます。

※7 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

【窓口負担割合が2割となる方への配慮措置について】

令和4年10月1日から3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑える配慮措置があります。配慮措置が適用される方には、高額療養費として、後日口座振り込みで払い戻します。

◆問い合わせ先◆

保険年金課 電話 0533-89-2164 FAX 0533-89-2172

47. 後期高齢者福祉医療費支給事業・・・・・・・・・・

後期高齢者医療制度の被保険者で一定の条件に該当する方が医療機関にかかる際、保険診療一部負担金の窓口負担が無料になる「後期高齢者福祉医療費受給者証」を交付します（要申請）。

県外の医療機関にかかった場合や治療用装具を作成した場合は、一旦窓口負担をしていただき、市役所で払い戻しの手続きをしてください。

◆対象者◆

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方

①一定の障害をお持ちの方

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級（腎臓機能障害）
- ・身体障害者手帳4～6級（進行性筋萎縮症）
- ・療育手帳A又はB判定
- ・医師の診断により自閉症状群と診断された方（高機能自閉症、アスペルガー症候群と診断された方も含みます。）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級

②母子父子家庭の母又は父（所得制限あり）

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による措置入院患者の方

④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による入院勧告・措置患者の方

⑤常時臥床もしくは特別養護老人ホーム入所要件に該当する程度の認知症の状態（要介護認定4又は5と認定された方）にあり、生活介護が3か月以上継続し、かつ世帯の生計を主として維持する者が非課税である方

⑥戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者の方

◆問い合わせ先◆

保険年金課 電話 0533-89-2164 FAX 0533-89-2172

48. 福祉給付金支給事業.....

後期高齢者医療制度の被保険者で一定の条件に該当する方へ、医療機関にかかった際の保険診療一部負担金の2分の1相当額を支給します（要申請）。

◆対象者◆

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、ひとり暮らしで市民税非課税の方

◆問い合わせ先◆

保険年金課 電話 0533-89-2164 FAX 0533-89-2172

49. 国民健康保険.....

国民健康保険加入者の皆様は、医療機関等を受診する際、かかった医療費のうち、所得に応じて2割又は3割を負担していただき、残りを国民健康保険が負担します。ただし、一部負担金には限度額があります。

◆一部負担金◆

義務教育就学以上70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	現役並み所得者	3割
	その他の方	2割

※国民健康保険に加入されている70歳以上の方の中で市民税の課税所得が145万円以上の方が1人でもいる場合、また、総所得全般から基礎控除額を引いた全額が210万円を超える場合は3割負担となります。ただし、総収入金額が383万円未満（70歳以上の方が複数いる場合は、520万円未満）の場合は、申請により2割負担となります。

◆自己負担限度額◆

同じ人が同じ月内に同一医療機関等ごと（外来・入院は別）の1か月の窓口負担は下表の限度額までになります。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代等は対象外となります。

また、1か月ごと窓口負担額の合計額が限度額を超えたときは、高額療養費として差額を支給します。支給の手続きが必要な方には、診療月のおおむね3か月後に申請書を郵送いたします。

なお、70歳未満の方と70歳以上の現役並Ⅰ・Ⅱ、低所得Ⅰ、Ⅱの方は「限度額適用認定証」の提示が必要となります。被保険者証と高齢受給者証をお持ちのうえ、申請してください。（有効期限は毎年度7月末となりますので、毎年度申請が必要です。）

◎ 70歳未満の方

区分	年間所得要件	1 か月あたりの自己負担限度額
ア	901 万円超	252,600 円 + (医療費総額※1 - 842,000 円) × 1 % (多数該当※2 140,100 円)
イ	600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費総額※1 - 558,000 円) × 1 % (多数該当※2 93,000 円)
ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費総額※1 - 267,000 円) × 1 % (多数該当※2 44,400 円)
エ	210 万円以下	57,600 円 (多数該当※2 44,400 円)
オ	市民税非課税※3	35,400 円 (多数該当※2 24,600 円)

(注意：令和3年8月1日現在の限度額であり、改正されることがあります。)

※1 医療費総額とは保険適用される医療費の10割のことです。

※2 多数該当とは、過去12か月に3回以上自己負担限度額を超えた方(世帯)で、4回目以降の場合をいいます。

※3 世帯主と国保加入者全員が市民税非課税の世帯に限る。

なお、同じ世帯で同じ月内に各医療機関に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して自己負担額を超えた分は、高額療養費として差額を支給します。

◎ 70歳以上の方

区分			個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1 % (多数該当※4 140,100 円)	
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1 % (多数該当※4 93,000 円)	
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 % (多数該当※4 44,400 円)	
一般 ※1			18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (多数該当※4 44,400 円)
低所得Ⅱ ※2			8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ ※3			8,000 円	15,000 円

(注意：令和3年8月1日現在の限度額であり、改正されることがあります。)

※1 区分が現役並み所得者・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ以外の方

※2 低所得Ⅱは、世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税の世帯

※3 低所得Ⅰは、市民税非課税世帯で、世帯の所得が必要経費・控除(公的年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

※4 多数該当とは、過去12か月に3回以上世帯の限度額を超えた方(世帯)で、4回目以降の場合をいいます。

◆問い合わせ先◆

保険年金課 電話 0533-89-2135 FAX 0533-89-2172

50. 老齢基礎年金・老齢年金・通算老齢年金・・・・・・・・

◆老齢基礎年金◆

大正15年4月2日以降に生まれた方が対象となり、国民年金に原則として、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて10年以上ある方は、65歳から支給されます。

(注1) 平成29年8月1日より、受給資格期間は25年から10年に短縮されました。

(注2) 65歳以上の繰り下げ、60歳から64歳の繰り上げ支給も請求できます。
この場合、年金支給率により年金額が増減します。

◆老齢年金◆

大正15年4月1日以前に生まれた方が対象となり、国民年金保険料を納めた期間と免除を受けた期間とを合わせて、原則として10年以上ある方は、65歳から支給されます。

(注1) 平成29年8月1日より、受給資格期間は25年から10年に短縮されました。

◆通算老齢年金◆

国民年金に1年以上納付などの期間があり、他の年金制度との加入された期間を合わせて10年以上あれば、それぞれの制度から通算老齢年金が支給されます。

(注1) 平成29年8月1日より、受給資格期間は25年から10年に短縮されました。

◆問い合わせ先◆

保険年金課 電話 0533-89-2177 FAX 0533-89-2172

51. 生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・

低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と相談、支援により経済的自立の促進を図ります。

◆資金の種類◆

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

※資金の種類により連帯保証人が必要となるなど、一定の条件があります。また、他に借財がある場合、定職についていない場合等は、対象外となります。（総合支援資金については定職についていない場合でも対象となります。）

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

52. くらし資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・

低所得世帯に対し、日々のくらしの維持に必要なつなぎ資金の貸付を行います。

◆対象者◆

不時の出費などにより一時的にくらしの維持が困難となっている世帯

※連帯保証人が必要となるなど一定の条件があります。また、他に借財がある場合、定職についていない場合等は対象外となります。

◆貸付限度額◆

1世帯10万円以内

◆問い合わせ先◆

社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

53. 小口資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要な生活資金の貸付を行います。

◆対象者◆

不時の出費などにより一時的にくらしの維持が困難となっている世帯

※連帯保証人が必要となるなど一定の条件があります。また、他に借財がある場合、定職についていない場合等は対象外となります。

◆貸付限度額◆

1世帯3万円以内

◆問い合わせ先◆

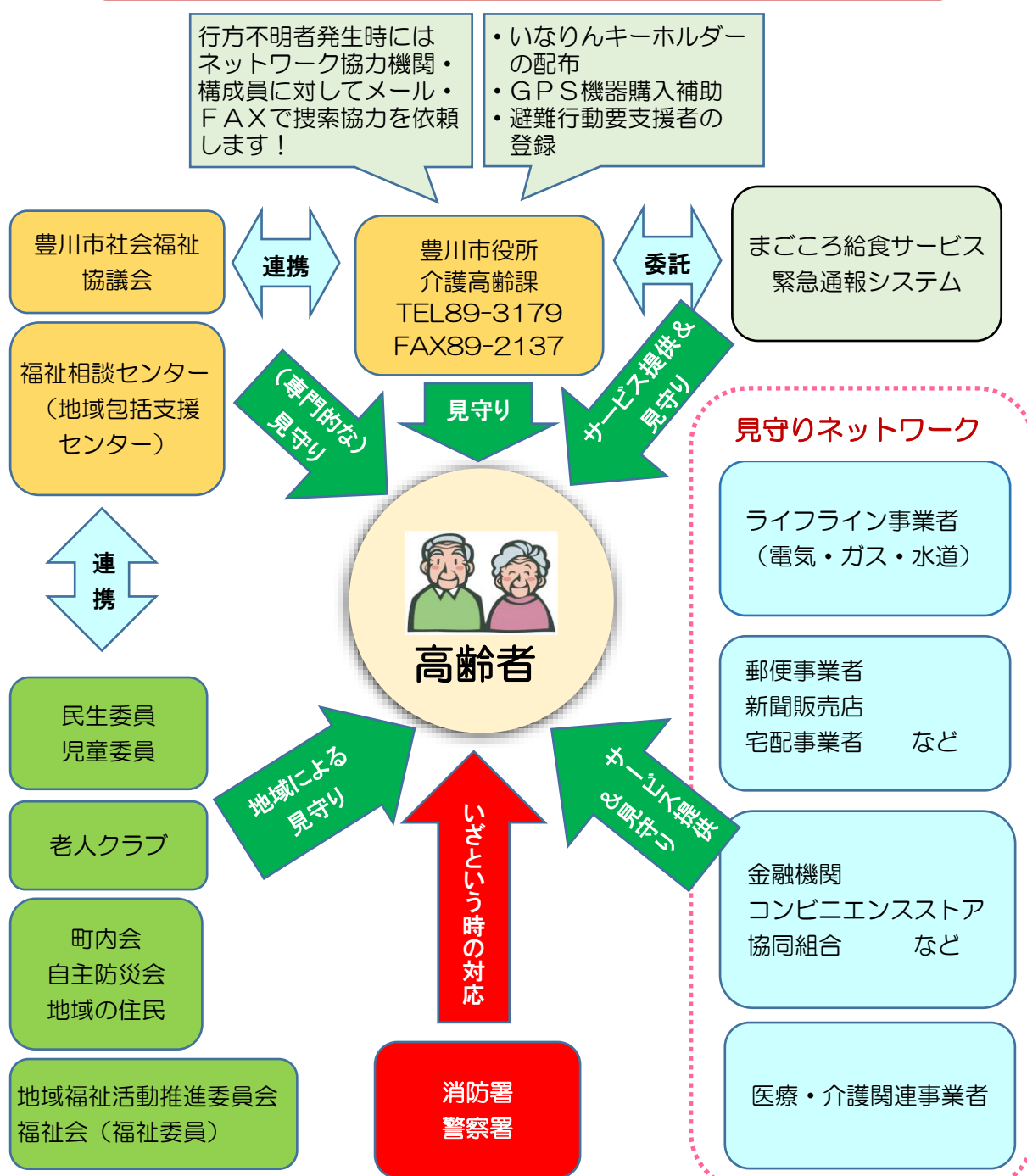
社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

高齢者の見守りについて

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、孤独死、虐待、消費者被害等を防止するため、市、市民、事業者が連携して見守ることが必要です。

豊川市では、高齢者の行方不明や孤独死等を未然に防ぎ、万が一の際の早期発見・保護につなげて、高齢者が地域で安全・安心に生活できるよう見守り活動を行っています。

豊川市における見守り活動のイメージ



高齢者地域見守りネットワークに参加しましょう

豊川市では、認知症等による行方不明者が発生したときに早期発見・保護することを目的に行方不明者の情報を携帯電話に配信する地域見守りネットワークを構築しています。趣旨にご賛同いただける方は、下記の手順に従い、ネットワークに登録いただき、協力者として行方不明者の発見・保護にご協力ください。

◆具体的な活動◆

普段から高齢者を見守っていただくとともに、異変の可能性がある場合には、福祉相談センターや市介護高齢課に連絡をします。

そして、行方不明が発生した場合には、行方不明者の情報を、登録者・登録団体に電子メール、FAXにより配信します。

登録者・登録団体は、情報を受信したら、日常業務や生活の中で該当する人がいないか注意し、該当する人を発見した場合は、豊川警察署（８９－０１１０）又は市介護高齢課（８９－３１７９、夜間・休日は市当直（８９－２１１１））へ連絡します。

なお、発見した場合は、豊川警察署又は市介護高齢課の到着まで、所在の把握や一時保護にご協力をお願いします。

◆認知症の方への対応について◆

見守り活動の中で、認知症の方の対応をすることがあります。

認知症の方への対応では、３つの「ない」にご注意ください。

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない

認知症の正しい理解と認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座の詳細については、２２ページをご覧ください。

◆配信登録方法◆

下記のURLもしくはQRコードからアクセスし、手順に沿って登録ください。

【URL】

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/anzenanshin/bosai/bosaimail/bosaimailtoroku.html>

【QRコード】



異変のサイン・・・・・・・・・・・・・・・・

見守りでは、異変への気づきがきわめて重要です。異変があるときは、家の中やどこかで、そこに住む高齢者が救助を必要としている場合があります。異変の可変性がある場合は、福祉相談センターや市介護高齢課に速やかに連絡をお願いします。

◆家に表れるサイン◆

- ☐ 郵便物や新聞がたまっている。
- ☐ 同じ洗濯物が何日も干されている。
- ☐ 夜でも明かりがつかない又は昼でも明かりがついている。
- ☐ 窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない。
- ☐ 家や庭が荒れている。
- ☐ ごみが放置されている、変なおいがする。

◆人物に表れるサイン◆

- ☐ 訪問しても顔を出してくれない。
- ☐ 最近姿を見ない。外出の機会が減った。行事に出ていない。
- ☐ 最近顔色が良くない。元気がなさそう。やせてきた。
- ☐ 「お金を貸してほしい」と言う。
- ☐ ものを盗まれたと言う。
- ☐ 急に泣き出すなど情緒が不安定。
- ☐ いつも同じ服や季節に合わない服、汚れたり破れたりした服を着ている。
- ☐ 買い物、食事、洗濯など、日常生活に支障をきたしているようだ。

見守りに関する相談窓口・専門機関連絡先・・・・・・・・

◆行方不明・孤立死疑・虐待・生活状態の悪化・福祉サービスなどの相談◆

豊川市役所介護高齢課 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

◆高談者に関する総合相談・行方不明・孤立死疑・虐待・生活状態の悪化などの相談◆

福祉相談センター 23ページ参照

◆地域における見守り活動についての相談◆

豊川市社会福祉協議会 電話 0533-83-5211 FAX 0533-89-0662

◆成年後見制度に関する相談◆

豊川市成年後見支援センター 電話 0533-83-6377 FAX 0533-83-5222

◆消費生活被害に関する相談◆

東三河消費生活センター 電話 0533-89-2238 FAX 0533-95-0009

◆緊急時の通報（認知症等による行方不明・孤立死疑・虐待）◆

豊川警察署 110

（緊急時以外の相談ごとは豊川警察署 電話 0533-89-0110）

豊川市消防署（救急） 119

（所在地と、傷病者の状態を的確に伝え、安全な場所で救助を待ちます。）

高齢者虐待防止について

高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・

急速に進む高齢化の中で、高齢者虐待が深刻な問題となっています。平成18年4月に施行された「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」）」では、高齢者をおおむね65歳以上とし、「高齢者虐待」を養護者（高齢者を養護する人）からの高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待と定義しています。

◆虐待の種類◆

種類	内容	具体的な例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	たたく、つねる、蹴る等の暴力行為 本人に向けて物を投げつける 身体を拘束し、自分で動くことを制限する
介護放棄	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者の養護を著しく怠ること	水分や食事を十分与えない おむつが汚れている状態を日常的に放置している 行方不明や病気の状態を放置する
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい精神的苦痛を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱する、無視する 排泄の失敗等を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。	排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する キス、性器への接触、性行為を強要する
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 年金や預貯金を無断で使用する

高齢者虐待を防ぐために・・・・・・・・

介護への不安や疲れ、高齢者と介護者の人間関係、高齢者の心理や病気（認知症）などへの知識不足、経済的問題など、さまざまな原因が積み重なり、結果高齢者虐待へと発展してしまふことがあります。

周囲の支援を受けにくい介護者が追い詰められて、無意識に高齢者虐待を行ってしまうこともあります。

介護する人は、悩みや負担を一人で抱え込まないで、市や地域の福祉相談センターへご相談ください。問題解決に向け、本人や介護者をサポートします。

高齢者虐待に気付いたら・・・・・・・・・・・・・・・・

高齢者虐待やその疑いがあるケースに気づいたら、市や地域の福祉相談センターに相談してください。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待に気づいた人には通報の義務があるとされています。

通報者を特定できるような情報が漏れることはありません。

養介護施設従事者による高齢者虐待を通報した人が、通報したことで解雇等の不利益な取扱いを受けることはありません。

早期に適切な対応をとることによって虐待の深刻化を防ぐことができます。

◆虐待が起こりやすい状況◆

- ☐ 近所付き合いがなく、身近に頼れる家族がない。
- ☐ 介護の負担を一人で抱えている。
- ☐ 介護保険サービスなどのサポートを受けていない。
- ☐ 認知症のある高齢者を介護している。
- ☐ 経済的に困窮している。
- ☐ 介護者にも病気や障害がある。
- ☐ 高齢者と単身の子どもだけ、夫婦のみなど小規模家庭。

◆虐待のサイン◆

- ☐ 家の中から怒鳴り声がよく聞こえる。
- ☐ 顔や腕などに不自然なあざがある。
- ☐ 外出している姿を見かけなくなった。
- ☐ うつ状態や投げやりな態度が見られる。
- ☐ 「家にいたくない」などの訴えがある。

相談・連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・

○介護高齢課高齢者支援係 電話 0533-89-2105 FAX 0533-89-2137

○福祉相談センター 23ページ参照

安心のてびき
～高齢者福祉サービスパンフレット～

発 行	豊川市役所
発行年月	令和6年4月
編 集	豊川市福祉部介護高齢課
住 所	豊川市諏訪1丁目1番地
電 話	(0533) 89-2105
F A X	(0533) 89-2137